緊急安全措置を中心とした法定外支援の手法と範囲

1. 即時強制と緊急避難行為

緊急安全措置の基本形として即時強制がありますが、最終的に裁判所の判断を 待つことになります。

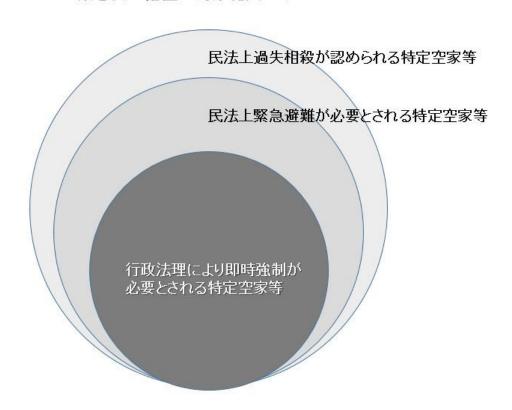
ところが、裁判例はもちろん事例が少ないことから、実施にあたっては慎重に判断 せざるを得ません。

また、民法上の緊急避難行為についても、同様に裁判例も少なく、実施にあたっては慎重に判断されるべきものです。ただし、緊急避難行為が認められない場合でも、所有者側の管理不全を起点とするものであることから、過失相殺が認められるべき場合が想定されます。

即時強制も緊急避難行為も、同様に必要最小限の行為とされるものです。

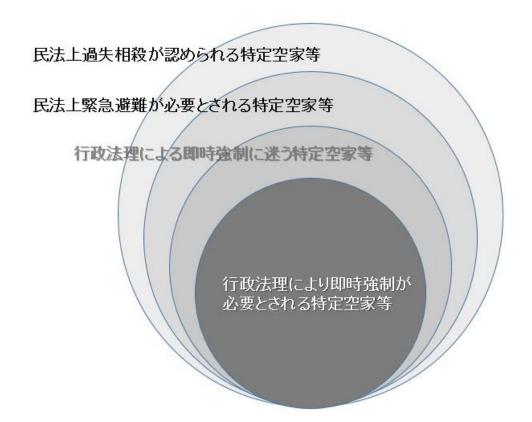
しかし、緊急避難行為は対峙する私権間の調整の問題であるのに対して、即時強制は行政権の発動であることから、法令(条例)を根拠として厳格に運用されることになります。

緊急安全措置の対象範囲のイメージ



さらに、即時強制については、司法の場において下される判断は〇か×かであり、 実務上、即時強制の適用はさらに慎重にならざるを得ません。

緊急安全措置の対象範囲の現実的なイメージ



行政としては、慎重を旨として即時強制による作為責任を回避する判断に傾きがちですが、その一方で、不作為責任を問われる場合も想定されます。

不作為責任は法律上の責任だけではなく、制度不備をはじめ政治の責任として強く問われるものと想定されます。

2. 緊急避難行為の支援

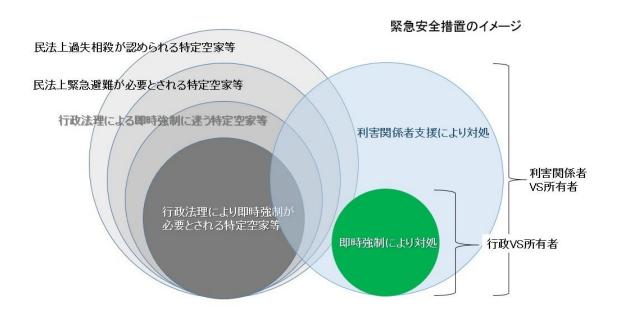
そこで、隣接者等の利害関係者に緊急避難行為が認められる場合に、これを支援 することで、市民ニーズを満足させる方法が考えられます。

具体的には、緊急避難行為に要する費用を全額補助することで、危険を回避するために必要最小限の行為を実現しようとするものです。

利害関係者支援による対処には次のようなメリットが考えられます。

- 行政としても、即時強制に比べて判断が迅速になる。
- ・行政の直営工事でないため、迅速かつ柔軟に対応できる。
- 利害関係者自身が法律上の限界と対峙することになる。

その一方で、利害関係者が積極的な動きを示さない場合や利害関係者が存在しない場合で、即時強制を検討せざるを得ない場合があります。このような場合に備え、即時強制の根拠条例を整備したうえで、慎重に即時強制の適否を判断することが考えられます。



3. 三本立ての支援策

そこで、制度整備としては、隣接者等利害関係者の支援だけではなく、即時強制に ついても検討されるべきものと考えます。

また、所有者等管理責任者の自発的な対処が本来のかたちですので、これを支援する方法についても、さらに検討されるべきものと考えます。

